

生徒規則（校則）の検討

—その規定内容、規範意識育成状況、指導課程の諸問題—

北川 邦一

目次

- (1) 児童生徒の「きまり」「規則」「生徒心得」等の概況 … 14
 - (2) 生徒規則（校則）の概念 … 15
 - (3) 生徒規則の規定内容の問題点 … 16
 - (4) 規範意識育成上の問題点 … 19
 - (1) 規定の必要性についての生徒の納得の不足 … 19
 - (2) 遵守率、遵守意識が上級学年ほどひくいことなど … 20
 - (5) 生徒規則の指導過程上の問題点 … 21
 - (1) 体罰その他の非教育的方法との結合 … 21
 - (2) 生徒規則制改定における生徒参加の不足 … 22
- おわりに（生徒規則にかかわる教育のあり方） … 22
- 主要参考文献 … 23

関西教育行政学会紀要『教育行政研究』第16号抜刷

関西教育行政学会

1989年4月

生徒規則（校則）の検討

—その規定内容、規範育成状況、指導過程の諸問題—

北川 邦一
(大手前女子短期大学)

本稿は、文部省の「校則」見直し方針が出され今後全国各地で様々な動きが予想される現時点で、先行諸調査・研究をできる限り集約し、この問題に関する基本的で総括的な認識を作り上げようとする一つの試みである。

(1) 児童生徒の「きまり」「規則」「生徒心得」等の概況

小学校では、大阪市立校の例では、「学校生活のきまり」「〇〇小学校のよい子のくらし」「学校生活のやくそく」「学校生活の一日」等の呼称のきまりが定められている。小学校のこれらの「きまり」は、教師側からは児童の学校生活上の「規則」ではあるが、中、高等学校の「生徒心得」等のように生徒手帳に明文化されて多くの児童生徒が日常的に携帯しているのではなくその成文化率は50.5%であり、学校の生活目標や月別生活目標等に包含されている（稿末参考文献[a] 11～12頁）。中学校や高等学校では、全国的に、『生徒手帳』等において「〇〇学校」の「生徒(の)心得」「私たちの心得」「生活のきまり」「私たちの生活のきまりと心得」「学校生活の心得」「学校生活」「校規(細則)」「生活の道しるべ」「学校生活規定」等として生徒の学校に関する生活全般にわたるきまりが定められており、また、高等学校においては場合によって「服装規程」「通学心得」「アルバイト規程」等として各内容毎のきまりが定められている（文献[a], [b], [c]等、参照）。

全国の公立中学校（1982年度以前に設置）を対象に都道府県別等の5%比例抽出を行った打田修氏の調査によれば、「生徒の生活・行動の規制する文章化したきまり」を「どのような名称で規定」しているかという問いに対して、得られた267校からの回答の内訳は次のとおりである。

「生徒心得」181(67.8%)、「生活のきまり」39(14.6%)、「校則」10(3.7%)、「生徒規則」5(1.9%)、その他25(9.4%)、校則の無い学校0。

なお、同氏の83年度以降の新設校対象悉皆調査では、「校則」のない学校が回答288校中4校(1.4%)となっている（[e], 9頁）。

上述のような「きまり」「規則」「心得」等は、次のような事項にわたって生徒の生活ないし行為を規制している（[a]～[d], [f]～[h]等、参照）。

- I 身なり・服装 ○頭髪 ○服装・靴等
- II 主として校内生活 ○授業に際する行動・態度 ○休み時間の過ごし方・廊下の通行等 ○礼儀作法 ○所持品・鞆等 ○保健・清掃 ○週番・日直 ○給食 ○集会、掲示、文書配布、放送 ○通学時の行動・態度
- III 帰属・身分の表示・証明 ○制服・制帽 ○名札 ○生徒手帳
- IV 主として校外生活 ○外出・旅行等 ○遊び・観劇等 ○人間・友人関係、男女交際等 ○アルバ

イト ○オートバイの運転免許取得・保有・利用

V 生徒規則(校則)違反に対する制裁・罰等

(2) 生徒規則(校則)の概念

「校則」とは何かについては、これを、①学校内部法規範の総体とする説、②学則と同一視する説、③「『生徒心得』に代表される生徒の生活指導に関するきまりを狭義の『校則』と呼ぶ」とする説、④「成文化された規則」で、「生徒を直接拘束」し、かつ、「全生徒を継続的に拘束」し、かつ、「生徒の生活を具体的に規制するもの」であるとする説、⑤「学校という部分社会における児童生徒らの行態を強制力を以って規律する実定規範」とする説、⑥「各学校で生徒の生活、行動を直接かつ継続的に規制する生活指導上のきまり」とする説、など諸説がある¹⁾。

「校則」は、語の本来の意味や歴史的な使われ方から言えば、高野桂一氏が述べているように、学校内部法規範の総体と言うべきであろう。ところで、近年、「『細かすぎる校則、厳しすぎる校則』として一般に問題化しているのは生徒指導関連の校則であり」(市川・前掲論文)、言葉としては実際そのようなものとして使われる用例が多くなっている。また、前記のように8.7%程の比率で中学校ではこの意味での規則を「校則」の名称で定めている。上記③ないし⑥の諸説はそのような「校則」の概念規定の試みである(市川・前掲56頁)。しかし、この意味での「校則」は、高野氏の概念規定する「生徒規則」(〔i〕3-7頁)にはほぼ相当し、この表現の方が的確であると考えられる。同時に、広く通用している「校則」の用語は、紛らわしくない限りでは許容してよいであろう。以下では「生徒規則」の語を用いるが、これがいわゆる「校則」であることを喚起したい場合は「生徒規則(校則)」、論者が「校則」と呼んでいるが生徒規則であることを示す場合は「校則(生徒規則)」、などと適宜表現する。

ここで上記諸説を参考にして、生徒規則(校則)を次のように定義しておく。

生徒規則(校則)とは、学校の目的・目標達成のため各学校において制定され、原則として全生徒が一律に守ることが要求される、継続的かつ具体的な実定の行為規範で、かつ、生徒の行為を直接に規制するものである。

その実体は、既述のような「きまり」、「規則」、「心得」等として学校において児童生徒の従うべきものとされている行為規範である。

ところで、小学校においては、総じて、子どもの望ましい行為のあり方と一律に遵守すべき行為の基準とが児童にとって未分化な段階にあり、教員においても両者を峻別して指導することは必ずしも適切ではないとみられる。従って、両者を一体としてのものとして捉え、用語も慣用に従って「きまり」等と表現し、それから発展的に分化する、中・高等学校における「生徒規則(校則)」とは区別することにする(生徒規則についての以下の考察は、事項に応じる適当な考慮によって小学校のきまりにも適用し得るであろう)。

上記の意味での生徒規則は、生徒指導上の教師だけの内規、特定のクラスやクラブだけのきまり、修学旅行や夏休み等の一時的な心得、校訓や学習・教育目標等の抽象的にとどまるきまり、学校から相対的に自律した生徒集団のきまりである(べき)生徒会規約、等と区別される(坂本・〔c〕20-2頁、参照)。

また、生徒懲戒規定を生徒規則(校則)から除外する考え方もある(市川・前掲書、坂本〔d〕)が、上記の概念規定によって生徒規則に含めた上で、その中の特別のものとするのが適当であろう。

なお、生徒規則(校則)については現行法規に直接的な規定がないのに対して、「学則」については、学校教育法施行令第23条10号、同法施行規則第3、4条等に規定があり、その規定事項は生徒の行為規範を超えて学校の組織、制度に関する固有の事項に及んでおり、両者は重なり合う部分があるとしても区別される。

生徒規則の概念、とりわけ、その法的性質の把握と関連して、生徒(児童・学生)の在学関係をどう捉えるかが問題となる。これについては諸説があるが、最近、文部省辻村哲夫中学校課長は、座談会「校則問題を考える」において、文部省として校則について特別権力関係説や附合契約関係説にたって校則について説明したことはないと思う、自分の理解では、両説とも、若干づつ説明しきれない部分がある、と言った後、「校則」制定の法的根拠が、学校教育法等の定める学校の目的、それに基づく学校の教育指導の一環としての生活指導の責任、任務にある旨、述べている(〔j〕7頁)。しかし、その規定の内容や運用実態(後述)をみれば、今日、生徒規則に関して重要なことは、同座談会で塩野宏氏が指摘しているように、生徒の在学関係をどう把握するのか如何に拘らず、学校における児童生徒の人権ないし憲法上の自由をまづ保障することであり、これに反する生徒規則(校則)等については「ダメなものダメ」との見解を明確にすることである(同前8頁)。

学校でも人権や憲法が通用することを当然の前提とした上で、「教育法に基づく在学契約」説を基本としながら、「学校という特殊な部分社会への加入・身分地位取得契約」説の積極面を取り入れて前者を部分的に修正して在学関係を捉える²⁾ならば、人権そのものの抑圧にわたらない範囲での学校における自治的規則の一環としての生徒規則(校則)の正当性を根拠づけることができよう。

(3) 生徒規則の規定内容の問題点

〔頭髮〕諸調査によれば、地域差が大きいが、日本の公立中学校の4割前後が丸刈り規制をしており、丸刈り強制でなくても強い髪型規制をしている学校が8割前後とみられる。公立高等学校では丸刈り強制は0%に近いが、髪型の強い規制は、福岡県で約65%、静岡県で89%などの推定がされている³⁾。

日本弁護士連合会の調査では、前髪、髪すのすの長さの規制、パーマ、整髪料の禁止の例のほか、細かな「長髪許可基準」を設けている例、生徒指導部に天然ウェーブの承認をとりつけるよう定めている例、基準に合わないものに「異装届」を出すよう規定している例などがある(〔f〕66~68頁)。また、しばしば言われている、頭髪生徒規則(校則)の違反者に対して、男子の場合、教師がバリカンで丸刈りにする、女子の場合、鋏で髪を切る、あるいはそれらを前提にした強引な「指導」の名による強制等が全国各地に多数存在することが裏付けられている(同前125-9頁)。希であるが、違反者への丸刈り強制や髪カッまで成文化した生徒規則例もある(〔c〕54頁)。

熊本県玉東中学校事件では、「丸刈り、長髪禁止」を定めた校則(生徒規則)の合憲性が争われた(原告1981年入学。熊本地裁1985.11.13判決)。原告らは、居住地による差別である(近隣の中学校が丸刈り強制でない)、男子だけの性差別である、法定の適正手続きに違反する、当該校則は、個人の感性、美的感覚あるいは思想の表現である髪型の自由を侵害するものであるから憲法21条に違反する、等と主張し、当該「校則」の無効確認及び損害賠償を求めたが、判決はいずれの主張も退け、原告敗訴となった。また、東京都の私立修徳高校で卒業を目前に「校則で禁止されているパーマをかけた」として「自主退学」させられた女子が、88年6月、パーマ禁止校則の合法性には重大な疑義がある、パーマが退学に値するほどの重大

な違反だったとは言えない、退学勧告の際の説明は不適切で詐欺的、等を理由として東京地裁に提訴している4)。

玉東中学事件判決は、要旨次のように述べている。「中学校長は、教育の実現のため、生徒を規律する校則を定める包括的な権能を有する」が、その権能は「無制限なものではありえず、中学校における教育に関連し、かつ、その内容が社会通念に照らして合理的と認められる範囲においてのみ是認されるものである」。「丸刈りが中学生にふさわしい髪形であるという社会的合意があるとはいえず、…また頭髪の規制をすることによって直ちに生徒の非行が防止されると断定することもできない。…してみると、本件校則の合理性について疑いを差し挟む余地のあることは否定できない」。けれども、丸刈りは「今なお男子児童生徒の髪形の一つとして承認」されたもので、「特異な髪形とはいえない」。同校では、校則違反の生徒に対しては「校則を守るよう繰り返し指導し、あくまでも指導に応じない場合は懲戒処分として訓告の措置をとることとしており、…バリカン等で強制的に丸刈りにしてしまう」といった措置やその他の不利益措置は講じていない。「丸刈りの社会的許容性や本件学則の運用に照らすと、丸刈りを定めた本件校則の内容が著しく不合理であると判定することはできない」5)。

まず、確認すべきは、同判決によっても丸刈りを実力で強制的に実行することやそれを内容とする生徒規則は法的に是認されないということである。一般市民の場合、他人の頭髪を切れば暴行罪(刑法208条、判決例：明治45.6.20大審院)または傷害罪(刑法204条)に該当する。そのような丸刈りを学校の規則だということで明確な法律の根拠も無しに行なってよい理由はない。また、懲戒の手段として丸刈りをすれば、体罰とは「懲戒の内容が身体的性質のもの」(昭23.12.22法務調査意見長官回答)ということの体罰にあたり、学校教育法第11条違反である。判決は反射的にこれらの法理を認めている。

次に、上記判決にもかかわらず、頭髪の自由は人権であり、百歩譲っても憲法の保障を受ける個人的な自由であり、生徒には人としてのその自由が保障されるべきである。憲法第13条は国民の自由を最大限に尊重すべきことを定め、同第31条は「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」と明示している。人権とは、まさに法によってこのようなものとして各個人に保障されるべき自由のことに他ならず、頭髪の自由もこの人権に属すると考えられる。一般人や教員の頭髪を予め規制すればだれしも人権侵害と考えるであろう。「社会通念に照らして著しく不合理である」と立証できない限り校則によって頭髪の自由を制限し得るとする上記判決の論法は、頭髪の自由のこのような人権性を看過している。

生徒規則で丸刈り規制をしていた岡崎市立葵中学校での事例では、頭髪の自由を要求する市民運動の影響の中で、学校側は生徒規則から丸刈り規定を削除、入学説明時の文書等による「強い指導」に切り替え、「特別の事情ある場合には例外を認める」などとし、88年4月の新入生の一人が長髪で通学を始めたのに対して、「指導」という問題点を残しているが、処分等はしていない6)。

もっとも、人権・自由の制限も、他の人権との相互ないし総合調整の必要に基づく合理的な理由があり、かつ、その制限が法律に基づく根拠をもつ場合には憲法上認められるので、この点の検討は必要である。

しかし、現在の学校教育法の一般的な規定ではそれを根拠に生徒規則により人権としての頭髪の自由を制限する法律上の根拠としては不十分であり(塩野[j]7頁)、安易に学校の教育目的・教育目標やましてや指導上の便宜等に言借りて髪型規制をするべきでない。児童生徒の人権をどう保障するかという観点優先させた対応が望まれる。現実には特定の非行スタイルの蔓延阻止を理由に髪型の規制がされる例が

多いが、多くの場合、外形的な行動形態の改善を性急に望むよりも個別的な精神的人格な接触交流を通じて生徒の精神の内面に働きかけることやそれを可能とするための教育条件の改善が課題となっているとみられる。

[バイク等]1982年8月25日全国高等学校PTA連合会がオートバイの三ない(持たない、免許をとらない、乗らない)原則にたつ特別決議を行なったこともあって、この原則にたち一律「三無い」の禁止にしている学校やそれに近い特別許可制をとっている高等学校が多い。7)

そのような生徒規則(校則)に違反したとして「自主退学」をさせられた生徒側が私立学校の学校法人を相手に、また、無期停学処分を受けた公立高校の生徒側が県を相手に損害賠償を求める訴訟をおこし、いずれも原告側が敗訴している(1987.10.30.千葉地裁判決、1988.6.6.高知地裁判決)。

しかし、道路交通法等で資格取得能力がある、運転能力があると認めるものを学校が生徒・親の個別の同意を得ないで禁止できる法的根拠は乏しい。また、生徒の校外における安全保障まで学校が責任を負うことは事実上不可能である。生徒の安全のためならば、「原則禁止・特別の場合許可」ではなくて、親が個別に了解した場合にルールとして守らせるという方向を追求するべきである。また、高校生もしくは該当年令者の事故が事実多いのであるならば然るべき立法に基づく予防・回避措置を講ずるべきである。

[服装]地域差が大きい。公立中学校で推定全国平均96.8%が実質的に制服、強制性の薄い実質的な標準服は2%、自由服は1.2%、公立高校では、制服はやや少ないが100%近く制服の県も多い。標準服もしくは自由服は併せて40%の東京を始めとして、京都、ついで大阪では比率が高い。靴下規制は中学校で64.8%、高校では21.2~92.9%となっている。関連して、中学校では77%で名札着用を義務づけている(以上いずれも公立学校。坂本[d]13-18頁)。男女制服の寸法をセンチ単位、ミリ単位で指定、ポケットの形状やベルトの穴の数を指定、靴は白一色、ソックスも白一色、肌着の色まで指定している、外出時まで制服着用を義務づけている等の例が多数ある([f]54-57, 89-90頁, [g]87-91頁, 参照)。

[その他]挨拶・礼儀等については、「感謝の気持ち」等を求める、「オアシス」の定式化等(以上, [f]38-39頁)、「人前で髪の手入れをしない」「忍び笑いを慎む」「職員室へ…やむを得ない場合を除いて入室しない」「親しみと誠をこめて挨拶をする」(以上, [g]74-75頁)などの事例がある。時間遵守は一般的には重要なことだが、「校長や生徒指導部に届け出てから授業参加」と生徒規則で画一に決めている例がある([g]75頁)。

授業・学習態度等に関して、質問・発表の様式、質問の際の挙手の仕方、その角度、学習用具の貸借の禁止等を決めている例、高等学校でも授業態度についてこと細かに規定している例、「心の中での感謝」を求めている例もある([f]21-28頁, [g]85頁など)。

校外生活については、外出時の制服着用義務づけのほか、「外出は、夏は午後7時まで、冬は午後6時までとする」「9時以降の外出は補導の対象となる」、その他、映画館・スポーツ施設等への出入り、ハイキング、旅行、外泊の規制など多数の県の中、高校の数々の事例がある([f]90-97頁, [h]49・50, 80-81など)。外出時間規制のほか「夜間外出は保護者同伴とする」「映画又は催し物は推薦されたものに限り、昼間自由に観覧してよい」などを市立全中学校で申し合わせている例もある(「熊本市中学校申し合わせ」)。さらに「ここぞというときにこどもをぶんなぐるのできない親」「こどもの前で、他人や学校の悪口を言う親」「子供部屋に自由にに入れてもらえない親」などを「戒める」「家庭教育30の戒め」なるものなどを保護者会資料として配布している中学校もある(88年度岡崎市立南中, [h]49-

50頁)。

服装について以下は紙幅の都合で個別の内容批判は省略したが、以上のように、生徒規則には、規定内容上、①生徒の自主性を軽視し、損なう、②生徒の人権を軽視・侵害する、③親の教育権を軽視・侵害し、学校以外の家庭その他のものの教育機能の発現を妨げ損なう等、改めるべき重大な問題点をもつものが多数あることが指摘できる。

(4) 規範意識育成上の問題点

(1) 規定の必要性についての生徒の納得の不足

大阪市教育センターの大阪市立中学校10校合計1182名の生徒を対象にした、生徒規則(校則)の主要10項目の遵守の実態及び遵守の必要性についてのアンケート調査の結果からの要点を整理すれば次のようである⁸⁾。

表1

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	頭髪	ゲームセンター等への出入	通学態度	夜間外出の禁止	不要物の持参	服装	挨拶	授業時間の態度	公共物の利用	時刻をまもること
守っている	77.2	71.7	73.0	76.5	70.3	89.1	63.4	70.2	83.6	86.7
守っていない										
不必要	50.7	45.6	44.1	39.7	35.4	26.3	17.5	18.1	11.9	7.4
必要	24.7	26.9	31.9	32.4	32.1	56.0	58.9	66.8	68.7	84.6

豊中市立第八中学での1987年度2.3年生1189名に対する悉皆アンケート調査中、「校則についてあなたには守る必要があると思いますか」という設問と回答から上記とは異なる項目部分を抽出すると次のようである。なお大阪市の調査と異なりこの調査では中間選択肢「どちらでもよい」が設けられている⁹⁾。

表2

	①	⑤	⑥	⑩
	髪の毛	持参禁止品	標準服	始業時間
不必要	45.3	35.6	25.8	5.9
必要	15.1	21.3	32.8	75.4

東洋大学教育学科岡田ゼミの中学生に対する意識調査で、校則(生徒規則)についての質問に対する「あまり守っていない」「ほとんど守っていない」との四者択一回答で、「守っている」「だいたい守っている」の回答は74.1%である。これに比して、校則(生徒規則)について、「わからない」「守らなくてもかまわない」との三者択一回答質問で、「守らなくてはいけない」の回答は33.1%であり、外観の行動形式ほどには内面の遵守意識が伴っていない。また、「きまり」につき、下記9項目を示し、回答者が「必要であると思うもの」、「必要でないと思うもの」それぞれに○をせよ、9つの中からいやなものを3つ選んで○をつけよという各問に対する○印回答の百分比は次表のようである¹⁰⁾。

表3

	マフラー手袋靴下	校外生活	カーデガンセーター	頭髪	所持品	装飾品	制服	校内生活	名札校章
不要	75.6	69.6	68.9	63.4	56.5	55.8	21.4	16.8	14.4
必要	22.1	31.6	31.5	33.3	42.4	43.6	77.7	80.6	80.4
いや	43.5	44.2	19.3	71.6	41.4	19.9	36.6	17.8	10.6

なお、校則(生徒規則)に必要な規定事項、不必要なもの、「みんながあまり守っていないもの」等に関する児童生徒の意識について後述する秦政春氏の調査([k], 特に81-87頁)もほぼ同様の傾向を示している。

(2) 遵守率、遵守意識が上級学年ほど低いことなど

中学生の「きまり」に対する態度とその理由づけについて、大阪市教育センターの調査から抽出摘要すれば、次表のような結果が得られる。表中の数字は調査対象1年生男女401名、3年生男女392名それぞれを100%とした百分率である([a] 200-204頁より抽出作成)。

表4

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
	理由づけ	頭髪	ゲームセンター	通学態度	夜間外出	不要物持参	服装	挨拶	授業中態度	公共物利用	時刻遵守	
守っている	先生に注意されるから	1年	38.3	27.6	31.7	20.9	45.7	42.4	16.8	44.0	28.1	30.0
		3年	33.2	21.9	28.9	21.0	38.9	39.4	6.8	41.3	31.5	28.5
	社会(学校)生活をする上で必要だから	1年	14.5	19.1	20.1	28.7	8.9	21.1	35.1	17.2	22.3	32.5
		3年	18.9	20.6	28.5	33.0	12.9	21.9	35.1	22.8	28.6	35.5
守っていない	守るべきだがついできないから	1年	4.8	8.0	9.5	6.7	8.2	1.3	15.7	20.8	7.7	7.1
		3年	8.4	4.5	11.6	6.6	10.2	3.6	27.4	17.3	8.2	10.4
	他人に迷惑をかけないから	1年	3.1	4.4	2.8	3.9	5.4	0.5	2.0	1.1	1.8	0.7
		3年	7.9	12.6	7.9	7.2	10.2	5.2	2.3	1.8	1.6	1.0
守っていない者合計		1年	15.9	24.0	20.0	21.1	22.2	4.3	24.5	28.4	15.0	9.6
		3年	28.8	31.9	28.8	25.1	29.6	13.1	45.6	24.5	16.1	13.9

まず、総じて、一年生より三年生の方が「守っていない」という答えの比率が多いという顕著な傾向がみられる。また、理由づけについては、「先生に注意されるから」という他律的遵守が減り、「社会(学校)生活に必要なから」という自律的遵守、「守るべきだがついできない」という消極的逸脱、「他人に迷惑をかけないから」という積極的逸脱が増えている。特に、前記で遵守の必要意識率の低い順位6迄の事項(この表で①から⑥までの項目)は、1年生より3年生で「他人に迷惑をかけないから」という積極的逸脱の増加が著しい。また、前記表1で遵守が「必要」と答えたものの率の高い上位3項目(この表で⑧、⑨、⑩)は、いずれも、「守っている」と答える率が高いが、「社会(学校)生活をする上で必要だから」という理由づけが第3学年で多くなっている。なお、同調査の小学生対象部分の結果は、4年生～6年生についても、同様に大略的にみて、「きまり」の遵守率、遵守意識が学年が大きいくほど小さくなっていることを示している([a] 173, 180-1頁)。

福岡県での秦政春氏の調査による公立中学校生徒への設問と回答では次の結果が出ている。①設問「校則（生徒心得）の内容でかえたいもの」に対して、回答「ある」は1年生で31.0%、3年生で75.1%である。②設問「校則（生徒心得）を守っている理由」にたいする回答中の比率は、「先生に注意されるから」1年生11.7%→3年生36.8%、以下同様に、「罰が重いから」1.4%→3.2%、「守るのが当然だから」31.0%→17.7%、「規則だから」24.4%→23.1%、等となっている。③「生徒手帳のある学校なら、（福岡県内では？－引用者補足）必ず校外でもこれを携帯することを規定している」（案）生徒手帳の学校外での携帯状況を同様に中学生に尋ねた回答では、「いつも身につけている」1年生17.6%→3年生3.7%、「全く身につけていない」1年生47.9%→3年生60.4%となっている。④「校則を重荷に感じる」との問いへの回答（「あまりない」「まったくない」との四者択一）中、「よくある」1年生12.7%→3年生25.4%、「ときどきある」32.9%→41.1%となっている。⑤「服装違反をしている人に対する意識」についての設問では、「だらしない」「かっこいい」「自分もやってみたい」「別に何とも思わない」「迷惑」「ばからしい無益なことをしている」「はらが立つ、頭にくる」「その他」「D.K.N.A.」の回答（合計100%）中、「だらしない」が1年生47.9%→3年生14.4%と減っているのに対して、「別に何とも思わない」が1年生37.1%→3年生64.6%と増えている。以上の5点は、同じ調査の対象となった私立中学校（女子校）でも、ほぼ同様の傾向である¹¹⁾。

(5) 生徒規則の指導過程上の問題

(1) 体罰その他の非教育的方法との結合

前掲日弁連調査は、「生徒規則に違反した場合に最も普遍的に行なわれている措置」を8つ指摘しているが、その中に、③違反所持品の没収、免許書の預かり、④髪を教師が刈る、⑦体罰、等の違法・人権侵害行為、明らかに反教育的な⑥侮辱的行為（「くずだ」等と罵倒、給食を廊下で正座して食べさせる、授業中無視し続ける等）、教育的に問題な⑧内申書に記載する措置、が含まれている¹²⁾。

特に体罰については、岐阜での調査報告によれば、同県内小学校5年生～高校3年生のはほぼ1%の抽出調査（回収2655人分）の結果、小、中、高等学校とも約四人に三人の割合で児童生徒が体罰を受けている。また、42%の児童生徒が教師からひどい辱めを受けている（[g] 8-16頁）。

生徒規則違反者に対して体罰が行なわれている比率について、秦政春氏の福岡県内での調査は、校則違反をして教師から「ひどい体罰」を経験した（ひどくなぐられた）と回答している公立中学生が回答649人中265人（40.8%）あること、小学校でも校則違反者の21.5%あることを示している（[k] 53頁）。

秦氏の教師を対象にした別の調査での、中学校で「校則違反に対して教師がよく与える罰」の種類を一つだけあげさせての分類・集計（回答数256＝100%）では、「げんこつ」「なぐる」「平手打ち」「なぐる・ける」の合計29.3%、「説教する・注意する」18.0%、「作業を課す」12.1%、「正座をさせる」9.8%、「改めさせる・直させる・反省させる」9.0%、「ペナルティを課す」7.0%、等となっている（[l] 61頁）。

生徒規則違反に対して加えられる罰は、直接的違反者本人だけでなくグループや班などの連帯責任という形で加えられることがしばしばである。秦調査では「校則違反の罰を、グループや班で受けたことがある」という割合は、全体の8.4%を数えている。この時の生徒の気持ちは、記入回答62の内、「イヤだ」35.5%、「腹が立つ」32.3%、「なぜ私まで罰を受けるのか」12.9%などとなっている（[k] 94頁）。

(2) 生徒規則制定における生徒参加の不足

前掲打田氏の全国比例抽出調査における校長回答よれば、8割強の学校で「校則」（生徒規則）の内容分野によっては生徒の意見が考慮されており、約半数の学校で「校則」の制定ないし改定に生徒会が関与しているが、制改定についての明文の規定を生徒に公表しているのは約37%の中学校である。最終段階では、ほとんどの場合、教員のみによって「校則」が決定されている。「校則」制定への生徒会参加と生徒規則内容への生徒意見の実際上の配慮程度とを複合させた同氏の考察からさらに計算してまとめると、結局、生徒会が「校則」の制改定の原案作成、調整（協議）、決定等の過程に参加する一定の組織のないし制度的保障がありかつ実質的にも校則制改定に際して生徒意見が配慮されているのは、最大限に見積って約四分の一とみられる（[e] 9頁、および18頁表9より算出）。

坂本氏は、公立中学校1125の生徒規則の収集調査を経て、中学校における生徒規則の決定への生徒参加は「全く名目的な参加を入れても2.3%にすぎないと推測される」（[d] 181頁）と述べている。同調査（同219-20頁等）から計算すると「管理的」な参加や全く「遵法宣言」にすぎない参加も含めてその比率は4.1%、内「自主的」な参加は1.1%ということになる。また、公立高等学校（収集調査221例）については、同様に広くみて6.3%、自主的な参加は4.5%となる（同249頁）。

大阪府内のはほぼすべての国、公、私立高校を対象にしたという大阪弁護士会の調査・分類によれば、校則（生徒規則）の制定および改定に際して取っている措置は、生徒については、学校による126回答中、「生徒全員から意見を聞く」6、「生徒会から意見を聞く」47、「全校生徒にアンケート及び生徒総会で意見を聞くその他必要に応じて聞く」2、「特に取っていない」56、「分からない」4、無記入無回答10である（数値原文のママ）。また、「校則の制度、改訂の手続き」についての回答の分類によれば、生徒指導係が起案して職員会議で検討後校長が最終決定するパターンがほとんどであり、113回答中、生徒参加は、起案主体について「生徒会」5、「生徒を含めた審議会」3、審議主体について「生徒会」0、「生徒を含めた審議会」2、決定機関については「生徒会」1、が全てとなっている¹³⁾。

おわりに

以上、主として資料によって問題点を指摘してきた。これを踏まえれば、生徒規則（校則）にかかわる教育のあり方として、次のことが重要であると見えよう。

① 生徒の生活指導にあたっては、生徒と教員との信頼関係を基本として個人の個別的な事情を含む生徒の内面的な精神の発達を重視し結果として行動が伴うよう指導すべきである。そのためには、生徒の行為規範について、その自主性に任せるべき事項、望ましいあり方を学校・教師が指導すべき事項、規則で規定して原則的に遵守を求めるべき事項を区別し、規則規定事項は最小限にし、かつ、生徒が集団生活におけるその意義をよく理解して自主的に守るよう指導するべきである。

② 特に、頭髪や校外生活における行動等のような生徒の基本的な人権・憲法上の自由に関する事項は生徒規則で制限するべきでなく、学校や教師こそ児童生徒の自由・人権を守らなければならない。これらの事項に関しては生徒やその法定代理人としての親の教育意思は教師・学校のそれより優先するものとして尊重されねばならない。学校は生徒の自由・自己決定を尊重・奨励することを基本として、望ましい挨拶や礼儀、遊びや交友等の校外生活、身だしなみ等について指導をするべきである。

③ 生徒の自由・自己決定を最大限に尊重するためには生徒規則の制改定への生徒参加が不可欠であり

それは生徒の権利として確認されなければならない。

ここで、以上と関連して、文部省の「校則見直し」方針に言及しておきたい。都道府県教育委員会等中等教育課長会議(1988.4.25)における西崎清久初等中等教育局長あいさつ「校則について(要旨)」は、上述①の内容を含んでいる。と同時に、(1)「文部省等による校則の基準づくりは、校則の画一化を招くことになり適当でない」と述べて、生徒規則(校則)が学校における児童生徒の一般人権や教育を受ける権利を侵害しているという重大な事態についての認識とそれに応じる方針を示していない。(2)校則の制改定への生徒・親の権利・権限のある参加の制度を形成してゆく方向を示していない、等の点で上述②、③に反して、問題点を含んでいる。

また、同あいさつは、(3)「この問題(=「校則」の問題—引用者)は全体の指導体系の中で冷静に考えるべきである(る)」という漠然とした表現とともに、それと対照的に「校則だけを取り上げることは適切ではない」と明確に述べており、「校則」をめぐる問題をそれ自体として取り上げることを抑制している。生徒規則問題の解決のためには、まず、これに固有の問題点と改善方向を明確にし、ついで必要ならばそれに伴う教育指導や学校運営全体の体系の問題点とその改善の方向をも指摘するというのが筋であろう。本稿叙上の問題点の指摘もその意図に出るものである。

最後に、きまり・生徒規則のあり方・指導の改善を図るとき、本稿では割愛したが続いて言及すべき諸問題ないし諸課題を挙げておき、次の機会を期したい。

①学校のレベルでの生徒規則問題での実践例、この問題に対する中学生・高校生の観点を組み込んだの検討、各地域の父母・市民の運動の動向、諸外国の類似事項の参照等を通じてあるべき生徒規則の内容とその制改定への生徒の主体的な参加についての改善・改革の具体的な方向についてのイメージを豊かにしてゆくこと。

②きまり・規則の指導を含む生徒指導・生活指導を直接担当する教員の意識のあり方との関連で事態改善の道筋を探ること。

③「管理主義」と指摘されている今日の学校の管理運営やその制度との関連や、「管理主義」と結合したわが国に特有の教育意識・教育観との関連を解明すること。

主要参考文献(引用、注記等に際しては[a], [b], ……等の略号で記す)

- [a] 大阪市教育センター研究紀要第10号『小中学校における基本的な生活習慣(態度)及び望ましい集団育成に関する研究—第2年次—大阪市小中学校における「きまり」の現状と指導上の課題を探る』1986年3月。
- [b] 坂本秀夫『生徒心得 生徒憲章への道』エイデル研究所、1984年11月。
- [c] 坂本秀夫『「校則」の研究』三一書房、1986年4月。
- [d] 坂本秀夫『生徒規則マニュアル』ぎょうせい、1987年5月。
- [e] 打田修「公立中学校における校則(生徒規則)に関する調査研究」昭和63年3月、兵庫教育大学大学院教育経営コースにおける調査報告書(B4判全33頁)。
- [f] 日本弁護士連合会第28回人権擁護大会シンポジウム第1分科会実行委員会『学校生活と子どもの人権—校則、体罰、警察への依存をめぐって』1985年4月—9月調査。全国985の生徒規則(校則)を収集・分析。

- [g] 教育をよくする岐阜県民会議体罰・暴力調査研究委員会報告『いのちかがやく明日へ』1986年6月。
- [h] 岡崎の教育を考える市民の会(代表・影山健)編『岡崎の中学校のきまり—その実態と分析』1984年11月。
- [i] 高野桂一『生規範の研究』ぎょうせい、1987年4月。
- [j] 『ジュリスト』912「校則・体罰と人権」特集号、1988年7月。
- [k] 秦政春「学校社会の規範状況に関する調査研究(I)—子供と親の意識を中心に—」福岡教育大学紀要第36号第4分冊、1987年2月
- [l] 秦政春「学校社会の規範状況に関する調査研究(II)—体罰・校則に関する教師の意識を中心に—」福岡教育大学紀要第37号第4分冊・1988年2月。

(注)

- 1) ①高野桂一・文献[i]。②天笠茂・牧昌見ほか編『学校用語辞典』の「校則」の項、細谷・奥田・河野編『教育学大辞典』第1巻・1979年298—9頁、相良惟一『教育行政事典』1980年86頁、など。③日本弁護士連合会『子どもの人権救済の手引』。④坂本秀夫・[c]。⑤森部英生「校則の法的性質と学校」、『季刊教育法』72号。⑥市川須美子「校則裁判と生徒の権利保障」、『ジュリスト』918。
- 2) 北川邦一「教育の自由と国民主権(下)—学校の自治と生徒、教師の教育権—」、大手前女子短期大学『研究集録』(伊丹学舎竣工記念号)1986年、101—108頁、参照。
- 3) 坂本[d] 13頁、打田[e] 24頁、毎日新聞87.11.11大阪・夕刊の近畿圏調査など。
- 4) 『法学セミナー』1988年9月号405「セミナーの目」6頁、参照。
- 5) 竹内重年「丸刈り裁判の問題点」『季刊教育法』62号・1986年参照。
- 6) 森山昭雄氏等「中学校の頭髪の自由化を求める市民の集い」編集『資料集：丸刈り、おかつぱ強制反対市民運動』1987年7月。
- 7) 坂本秀夫『バイク退学事件の研究』87年12月・三一書房、1—47頁および[f] 77—80頁。
- 8) [a] 196—201頁の集計表より作成。
- 9) 同中学校『八中生がわかる本—生徒の生活実態と意識調査—』1988年3月、180—181頁。
- 10) 岡田忠男「中学生と校則」東洋大学文学部紀要第41集 教育学科・教職課程編XIII、1987年、43—47・59頁。同ゼミの学生が1986年の夏季休業中に出身地域の中学生に対して調査したもの。標本数、男子120、女子119。
- 11) [k] 53頁。12小学校5,6年生1082人、同4中学校1,2,3年生783人(私立女子中学校1校134人を含む)の回答データによる。
- 12) 日弁連・[f] 124頁。番号は同報告書による。他には、①学級担任、生徒指導主任、校長等が本人に口頭注意、説諭、誓約書・始末書・反省文を書かせる、②保護者の呼び出し、③自宅や学校の別室で自習させる。これらの措置の実態は、124—132頁。
- 13) 同会少年問題対策特別委員会報告書『子どもの人権と校則・懲戒』1988年12月、83—4頁。

— 1989年1月25日 —